

昭和五二年一月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言

社会党の「新宣言」と政党支持問題	2
“ 保革連合 ” 論が浮き彫りに	3
— 新宣言(中執案)の問題点 —	
今や「読売」の不買運動も必要	6
— 「一%」問題と新聞論調 —	
みせかけの譲歩で目先きを転換	8
— 総評批評と労戦再編問題 —	
資料1 全民労協「連合組織の進路」(三)	9
多数派結集のモデルはすでにある	12
— 国鉄「民営・分割」反対の闘い —	
資料2 国鉄労働者支援共闘会議「基調報告」(一)	12
◇ 読書案内 ◇ へいわの本 — DDR詩文集	14
連載「資本論」第一巻を読む13	
単純な価値形態 (六)	15
読者からのおたより	14
編集部だより	15

# 旬刊 社会通信

NO. 280

一九八五年一月二日

一九八五年一月二日

(毎月一日・二日・三回発行)

## ■巻頭言■

## 社会党の「新宣言」と政党支持問題

国鉄労働組合綱領は、第一〇項で社会主義政党との支持協力関係についてこう述べる。

「われわれは、労働組合の当面する課題である改良闘争をつみあげるとともに、労働者とすべての勤労国民に共通する政治課題と闘うための統一戦線の有力な一翼であることを自覚して闘う。その目的を達成するために社会主義政党との緊密な協力関係をつくり、すべての民主勢力と共闘を推進しながら闘う」

さらに、解説をこう付している。

「国家独占資本主義の時代には、国家権力そのものが独占資本の利益を擁護し、あるいは矛盾をカバーするために前面にたちだかる。労働者の賃上げの成果は、国家の財政金融政策によって再び奪いかえされる。インフレーションはその一典型である。インフレは労働者だけでなく、農漁民、そして零細経営者の生活基盤をゆるがす。

ここにおいて、労働者のたたかいはたんに組織労働者の利益を守るだけでなく、すべての勤労国民の利益と一致する。この故に、ひとにぎりの独占資本を孤立化させる統一戦線結成の条件は成熟する。その際、もっとも重要な位置をしめるのは社会主義政党であり、それと密接な連携をもつ組織労働者と民主的組織の力である。したがって、われわれは、社会主義政党やすべての民主勢力と協力しながら、統一戦線の有力な中核組織として運動をすすめていかなければならない」

社会主義政党とは、社会党、共産党のことである。国労綱領の制定は一九七五年。したがって、社会党の綱領的文書『日本における社会主義への道』、そして『国民統一の基本綱領』にもとづく、「反独占・反自民の全野闘共闘」路線を前提してつくられている。

また自治労も、『自治労綱領』に、「われわれは自治体労働者の階級的使命にたち、もって地方自治の民主的確立のためにたたかう」といい、日教組は倫理綱領で「教師は労働者である」と宣言している。

社会主義政党、労働組合は、「ともに労働者階級の組織」という共通の認識と世界観が、社会主義政党と労働組合の支持協力関係をたたかいのなかで育まれた意識の向上で築きあげてきた。ところが、もし社会党の新宣言「中執案」が、二月の大会で通ってしまうと、社会党と労働組合の支持協力関係の基礎は一挙にくずれてしまう。新宣言「中執案」は、「権取」という言葉をいやいやながらくつつけているが、社会主義政党の綱領的文書とは縁もゆかりもなくなくなってしまふからだ。

第二。「中執案」は実質「国民政党」を謳っている。というのは、「日本社会党は、…そのよって立つ基盤からも勤労国民すべてを代表」といいながら、後段でわざわざ「あらゆる人びとに開かれた国民の党」といっているからだ。こんにちの階級構成は労働者が七一・六％に達し、資本家階級はわずか〇・六％にすぎない。これは、党の性格を広げるのではなく、狭める方向に作用する。

第二。「既存の社会主義」「東」の諸国」という概念をもちだし、科学的社会主義を否定する。この考え方は、民社流の「民主社会主義」と変わらない。

第三。日本社会党の理念、つまり社会主義の理念が憲法とされている。

第四。この当然の結果、「連合政権はふつうのこと…どの党との政権関係にも積極的に対応する」と、保革連合が謳われている。

共産党系の諸君は、組合大会で「社会党支持の二重の誤まり」を展開しはじめている。この点からも社会党系の組合活動家は困難に直面するであろう。

## 「保革連合」論が浮き彫りに

— 新宣言（中執案）の問題点 —

新宣言の中執案が、発表された。部分的に字句修正はされたものの、その骨格は作業小委員会案と何ら異ならず、党内における民主的討論の集約ともなっていない。連合論でいっさい手直しされていないことから、保革連合をめざし、社会・民社の歴史的和解をはかるものであることが、今や明白となった。これでは、自民党・独占資本に対する降伏宣言である。

◆めざす

### ① 社会主義の理念

さしかえ部分に「搾取…を人間社会から除去しなければならぬ」と、搾取の除去を社会主義の目的としてつけ加えている。もし、そうであれば、搾取の根本原因である資本主義的生産関係を変革することが求められるはずである。しかし、中執案は「社会の質的変革」というばかりで、資本主義と社会主義が質的にどのように異なり、その質的飛躍をかちとるまでにはいかなる道筋をたどるのかを明らかにしていない。あいかわらず、「社会主義への道は現実から出発するたえざる運動・たえざる発展・たえざる社会改革の進展」とし、のんびんだらりとした改革の過程そのものを社会主義としている。これでは、何度も言うように、資本主義そのものにすぎない。

また、「社会主義は、人類普遍の原理である」と、社会主義思想を人類解放一般に歪曲している。しかし、社会主義思想は、一方における富の蓄積という資本主義社会の矛盾のあらわれ、つまり階級対立を認めるなかから生まれた思想なのである。そして、今日の日本においてもなお、その認識の正しさを、われわれは日々知ることができる。だが、この修正案には、資本主義社会における階級対立を認めない、という考え方が、一貫している。例えば「つくる」の中に、第二次大戦前は階級対立はあったが、現代は階級性は失なわれているとのくだりがあり、党員集会でも厳しく批判されたのだが、ここは何らの修正もされていない。

こうしてみれば、修正案が、「社会主義」という言葉をいくつならべても、また、「搾取」「質的変革」などの言葉をそう入しても、それは単なる枕言葉にすぎない。社会主義そのものを実質的に否定している作業小委員会の内容から一步も出ていないと断言してよいだろう。

### ② 基本政策

社会主義の基本政策として掲げられているものは、いずれも資本主義の枠内のものにすぎない。そしてこの「基本政策を実現する過程そのものが、社会主義の前進」として、ここでも過程社会主義論をくり返している。

批判の強かった「行政改革の推進」については、「国民の立場からの」とつけ加えている。だが、現在のように、自民党・独占資本が、それこそ「国民の立場」を大義名分に行革攻撃を強めている時に、それに反撃すべき社会党が、同様の表現をすることはとんでもない誤まりである。官僚制を打破し、政・財・官のゆ着をたち切るためであれば、そのものズバリを言えばよい。それにもかかわらず「行政改革」の表現に固

執するのは、何か他の政治的意図があるためだろう。

経済政策について、「民主的な経済計画にもとづき」社会的規制等を行なう、と修正している。経済政策はいずれも資本主義的である、という党内の批判をかわすために、社会主義的ポーズをとったものようである。だが残念なことに、経済計画そのものは、社会主義のメルクマールではない。現在の国家独占資本主義においてもそれなりの経済計画をすすめているのだから、資本主義的所有をそのままにしておいて経済計画を行なっても、これは社会主義の政策ということではできない。

◆ みつめる

### ③ 共産主義

共産主義という表現が削除され、「東」の諸国、既存の社会主義という表現に改められているが、社会主義国の現状に対する一方的偏見は改められていない。もちろん、社会主義国にも多くの課題はあるけれども、それは解決できない矛盾ではない。現に、修正案が断罪している「経済の鈍化」は、現在ではとくにあてはまらない。むしろ構造不況に悩む、日本を始めとする先進資本主義国に向けられる言葉である。また、政治的民主主義に対する認識は右翼やマスコミの言うことをそのまま受け売りしたブルジョア民主主義讃美に他ならない。歴史的に発展を続ける社会主義的民主主義に対する洞察の片りんもない。社会主義国の経験については、同じ社会主義運動を担う者として、時代の条件や生産力の段階等を冷静かつ同志的な態度で分析し、社会党の今後の運動の糧としなければならない。だが、中執案には、こうした科学的な態度はなく、マスコミの口車にのった一方的排撃に終始している。なお、多くの党員が、「共産主義」という表現をやり玉にあげたのは、その言葉自体が問題だったからではない。社会主義国に対する偏見や反共思想が「共産主義」という表現に象徴されているからなのである。

### ④ 現状認識

ほとんどの党員から批判された「豊かな社会」論がまったく正されていない。戦後、日本は福祉国家として発展した、という賛美した表現、資本主義の発展の原因は、搾取や収奪ではなく「良質な労働者があった」とか「民族の能力の結果」といふ表現もかわっていない。討論集会のなかで、党員が一番怒りをこめて発言した個所がここであった。労働者が、組織・未組織を問わずいかに差別・分断支配されていることか。婦人や被差別部落大衆等の地位は、とても民主主義を語れるような状態ではない。社会党の党員が最も、力を入れ、闘ってきたのはここなのである。独占の支配体制は今日、ますます強化されているという現状認識が中執案にも根本的に欠除している。

◆ 見える

### ⑤ 参加・介入論

現状分析が、根本的に誤まっているから運動の方法を誤まるのである。中執文は、参加・介入論について、抵抗をつけ加えたが、あくまでも「今日の段階でもっとも重視するのは参加・介入」と強調している。しかし、前項で指摘したとおり、現在のよ

うな反動攻勢の中で強調されるべきは、人権や民主主義の脅威に対する抵抗であり、その運動の中核を社会党が担うことである。

◆ つくる

### ⑥ 連合論

保革連合にむけた表現は、いっさい修正されていない。むしろ、「かえる」の項にあった関連部分をこの項に移すなど、より鮮明にしようとする態度である。結局、新宣言の政治的意図は保革連合にあったことを、ここではっきり証明し、社会党は反自民連合を放棄したことを内外に宣伝したことになる。だが、大よろこびするのは他でもない、自民党や独占資本である。憲法改悪を目標に彼らは野党の体制内化を図ってきたが、もともと手ごわいはずの社会党が、みずから身をすり寄せてきたからである。新宣言草案が「降伏宣言」であるゆえんはここにある。

◆ むすび

われわれは、結党以来四〇年の社会党存亡の危機に際して、このような「降伏宣言」をこのまま許すことはできない。苦勞されて修正案をつくられた中執の皆さんには敬意を表するが、やはり、あの作業小委案に部分的な手直しをして、全党合意の得られるものをつくらうというのが、土台無理なのである。中執の努力にもかかわらず、これからも、以上のような諸点について党員の批判をあびつつづけるであろう。

### ◆ 読者からのおたより ◆

文部省が「日の丸」「君が代」についての通達を出した。この間の「一％」粹徹靡の論議、そして靖国公式参拜。国家秘密法と、意図的に反動化が進められている。このままやられていては、本当に戦前に逆もどり。明日から職場でみんなと話し合ってみよう。

(山形・M)

たいへんご苦勞さま。毎号楽しんでみております。反面、学習不足を痛感させられていきます。活動する上で力強い「力」です。

(岩手・T)

貴誌の充実した内容にいつも目を開かせられ、励まされております。現在の『資本論講座』は最適です。自分の再学習のつもりで読んでいます。希望をいえばマルクス、エンゲルス、レーニンの著作についてぼくを含め若い人の手引きとなるような解説コーナーを時々設けてもらいたいこと、国際労働運動の面のいっそうの充実をお願いします。(大阪・敏)

(岩手・M)

楽しく読ませていただいています。社会党の混迷にはあきれませんが、これも独占資本側の攻撃のためと思い、貴誌のますますのご健闘を祈りながら、まどわされないように進みたいと思います。

(埼玉・B)

## 今や「読売」の不買運動も必要

—「1%」問題と新聞論調—

### 中曽根の機関紙化した「読売新聞」

軍事費がGNP（国民総生産）の1%を超えた。九月一八日、政府が閣議決定した「中期防衛力整備五カ年計画」によって事実上、「1%枠」は外された。その内容や意味するのは他稿に譲って、ここでは、翌一九日付の各所聞、とりわけ読売の反動的な論調を検討したい。まず社説の見出しから。

「納得いかぬ新防衛計画の決着」（朝日）、「防衛力の歯止めは守れるか」（毎日）、「新防衛計画」をどうみるか」（読売）、「論議の詰め甘い新防衛五カ年計画」（日経）

「防衛の金と援助の金と」（東京）。

四全国紙・一ローカル紙のうち、三紙（朝日・毎日・東京）は反対、二紙（読売・日経）は賛成の立場から政府決定についての論陣をはっている。独占資本の意向をストレートに反映する日経は当然として、読売の双手を挙げての支持ぶりは、「中曽根内閣の機関紙」といわれるだけあってさすがだ。

読売は、1%問題で朝日・毎日と際立った違いをみせる。昨年二月一六日付の社説「防衛費「1%枠」の見直しは急務」以来、中曽根の本音を何度も代弁してきた。その伝からして、今回の態度は当然というべきであろう。しかし、読売とて、昔から軍拡賛美であったわけではない。鈴木内閣の頃には、専守防衛の立場で平和国家・日本のとるべき方向を説教したこともたびたびであった。

しかし、最近の読売は違う。サンケイ張りのタカ派論調を隠さない。「不偏不党」などという空文句を信用するわけではないが、九百万部近いといわれる新聞が、中曽根政治におもねたら、またその意向を体したらどうなるか。各社の世論調査では、七割以上の国民が「1%枠の撤廃に反対」であるにもかかわらず、なぜこゝも強引なのか。次に政策決定に対する各紙「見解」を比較しよう。

### 批判精神がジャーナリズムの本質

読売は、まず防衛庁の要求どおりでなかったことに不満を表明しつつ、「これ以上削減すると防衛計画大綱の水準達成が、さらに遅れてしまうというギリギリの線である以上、この総額は、妥当」とする。さらに、1%突破に反対する野党、とりわけ社会党を「非科学的であり、誤り」ときめつける。

その根拠は、「『1%』という数字では、金科玉条とするに足る合理的根拠はないのだし、大体、議会制民主主義の下、専守防衛に徹し、核兵器を持たないわが国には、戦前のような軍事大国が再現する素地は、まったくくない」からだという。ここまでくれば、もうデマゴギーというほかない。議会制民主主義の根幹である世論（圧倒的多数が1%支持）すら「非合理的」と切って捨て、何を根拠に「日本は軍事大国にならない」と断言できるのか。

その点、日経の方が事実の経過に忠実であり、世論を気にする点で少しは好感がもてる

というものだ。日経は「一〇〇枠は今でも生きてゐる」のに、一・〇四〇の防衛費総額を決めたことに疑問を呈し、「理解に苦しむ」らしい。そして、一〇突破の政府決定を認めたと上で、あらためて新しい歯止めを検討し直し、世論に問う必要がある」と政府の責任を形式的にせよ問う。

朝日・毎日・東京の場合はどうか。

朝日 「なし崩しの枠はずしという政治手法は徹底して批判されねばならない。また、これを既成事実にはさせてはならない」、「防衛費のみの特別扱いは絶対に許されない」。

毎日 「一〇〇枠を守ると約束した以上は、その努力をすべきではないか」、「防衛と貿易は本来別の問題である。日本が国際社会の責務を果たす道は、非軍事面での貢献にあると考える」、「一〇〇枠厳守を主張してきた連立与党の新自公は、一八日の政府与党首脳会議で新防衛計画の決定に参加した。掲げた政策と、現実の行動に違いはないか。説明を求めたい」。

東京新聞は、「新防衛力整備計画」を同時に決まった「第三次政府開発援助(ODA)中期目標」との関連で論じるため、全体として分かりにくさが残るが、一〇問題については次の通りだ。「防衛費の『一〇〇枠尊重』を表明する一方で、事実上、一〇〇枠突破を目指す防衛計画を打ち出す政府の無定見な態度を厳しく批判する」、「防衛費について、一般国民にも理解できる確実な歯止めは、各年度の一〇〇枠を堅持する以外に合理的な方法がないのだということ、このさい再確認したいと思う」。

軍備は、放っておけば防衛の名の下に際限なくふくらむものであり、軍隊組織は膨張が自己目的する法則性をもつ。したがって、朝日・毎日・東京も、自衛隊の存在を認めている以上、一〇〇枠に対する見解がいつ変わるか分かったものではない。しかし、自称にせよ、社会の公器たる新聞が、時の政府にたいして、批判精神を捨てたら、それは新聞の自殺である。そうした意味において、今回の一〇問題にたいする、朝日などの姿勢は一応評価できるだろう。

### 「読売」右傾化の軌跡

読売の急激な反動化は、中曽根内閣出現と相前後した渡辺恒雄論説委員長専務昇格と同時に始まるといわれる。しかも、渡辺のもっとも親しい政治家が中曽根康弘であることは、天下周知の事実だ。ロッキード事件・児玉ルートに中曽根の名がたびたび浮上したことをご記憶の方も多いだろう。その際、児玉誉士夫との関係でこの渡辺の名もしきりに取沙汰されたという。

読売が、たんに「ブル新」で片付けられない理由がそこにあり、キナ臭さを漂よわせる中曽根内閣との特別な関係に注意を払う必要性を感じるのである。

読売の拡張員の強引き、エゲツなさには怒りをもった人も多いだろう。東京在住の本誌読者で、読売ジャイアンツの試合の券をチラつかせて、購読を強迫する拡張員の訪問を受けた人があるかも知れない。

この読売の独壇上ともいえる末端の拡張合戦が、新聞各社の競争という意味以上のものをもつことをしっかり認識しておく必要がある。それは、敵のイデオロギ攻撃の先兵として、家庭にプチ込まれる弾丸であり、ファシズムの温床をつくる、敵のこの上ない武器であることをわれわれは十分に警戒しなければならないと思う。

## みせかけの譲歩で目先を転換

— 総評拡評と労戦再編問題 —

総評は九月三〇日、第一回拡大評議員会を開催。秋期年末闘争方針ならびに「労働戦線統一問題への当面の対応について」を論議した。注目の労戦問題では、黒川議長が「連合組織へ移行したからといってすぐ解散するわけにはいかない」「全的統一とは民間と官公労の両方を含んだもの」とあいさつ。対応については、九月一八日の第一回労戦対策委員会の決定が踏襲された。

「1 労戦統一問題への当面の対応

(1) 連合組織移行問題については、全労協との協議を引続き行なうが、連合組織は全的統一の前段階の組織であり、したがって総評との併存はありうるとの位置づけでのぞむ。  
 (2) 三つの問題点（「民間部門の全国的中央組織」との表現、ICFTU一括加盟、地方組織）については、ひき続き全労協と協議を行なう。  
 (3) 「進路」については、全労協としてこれから討議する状況なので、総評としてそれに先行して正式に集約することは当面避けるが、仮に今の段階で「進路」と五項目補強見解との関連について指摘するとすれば以下の通り。

① 第一項（春闘問題）、第四項（中小未組織問題）、第五項（企業組合体質問題）はほぼとりいれられている。第一項「進路」のⅡの(3)、Ⅲの(3)、Ⅲの(4)、第四項Ⅱの(2)、Ⅲの(5)、第五項Ⅱの(4)。

② 第二項（反自民、野党共闘問題）は「目的」という表現においてちがいが残されている（Ⅲの⑩）。

③ 第三項（選別排除問題）については「進路」ではふれておらず、今後の実行行為で判断されるべき問題であるが、総評としては既定の方針にそう立場でのぞむ」

この方針も不十分なものだ。しかし、「総評単産・県評代表者会議」の議案に比べれば「前進」している。官公労、県評の突き上げがそうしたものである。したがって、論議の方も運輸一般（統一労組系）の代議員が「全労協は現代版産業報国会。同盟による総評のかじとりが進んだだけ。右翼再編と手を切れ」と発言したが、民間で全労協非加盟の全印総連、日教組は「全的統一のプログラムを出し、そのうえで全労協について論議」「全的統一」は全体のコンセンサス。団体間協議の結果（前号参照）は明白であるのだから、総括し次の段階に行く方針を」と、総評方針である「全労協の連合体移行は、全的統一の前段階の組織」との規定のあいまいさを払拭することを求めたにとどまった。

しかし、この方針に鉄鋼、全電通など右派組合から一言も発言がなかったことは、二つのことを考えさせる。第一は、総評指導部が彼らとの了解のうえに方針を少し変えてみせたこと、第二は、右派組合がすでに方針を決めていることだ。

総評の危機は続いている。今のところは、総評が一二年存続するだろうことが明らかになったにすぎない。次のヤマ場は一〇月六、八日と一〇月一〇、一二日にそれぞれおこなわれる「地域労働運動を強めるための第八回東西ブロック集会」、そして十一月八、九日におこなわれる「労戦対策東西ブロック会議」である。この三つの会議が総評の命運を分けることになろう。

なお、一〇月二日、全労協三役会議は(1)既存のナショナルセンターとの関係、(2)労働



界全体の統一への展望、(3)連合組織への移行の時期について明らかにした。確認事項は次のとおりである。

「(1)連合体移行時期は二年後の八七年一月(全民労協第六回総会)とする。(2)綱領、規約、憲章、運動方針などは今年一月一日の総会后、できるだけ早い時期にまとめる。(3)八九年までに労組全体の統一ができるようにする。(4)民間先行による労戦統一の原則を堅持し、これまでの事実経過を基本として進める。(5)「連合組織移行準備会」を設置し、④第四回総会后できるだけ早い時期に綱領、規約などをまとめる。⑥具体的な日程は、来年夏の各産別大会まで」とする」

また、総評と同盟の対立を激化させている「二重加盟問題」については、「(1)連合組織が名実ともに民間部門の全国的中央組織として機能できるように、各ナショナルセンターの対応を求める。(2)各ナショナルセンターが判断すべき」との対応となっている。全民労協としては不本意なまとめである。その理由と本質については前号の「総評と同盟の対立は激化へ」を参照されたい。

## 資料 全民労協「連合組織の進路」(3)

### Ⅲ 新たな発展を求めて

(9) 第二次オイルショック以降混迷を極めた世界経済は、アメリカ経済の回復を中心に回復基調にあるものの、先進国、途上国を問わず深刻な失業問題を抱えている。先進国主脳会議(一九八五、ボン・サミット)では、雇用問題をはじめ、労働側の意見(レーバーサミット)労働指導者会議)が、全く取り入れられていないなど、大きな課題はあるものの、インフレなき持続的成長をめざし、世界経済拡大に責任を果たすとの必要性が強調されており、日本の国際経済社会への貢献が期待されている。

一九八三年に開催された国際自由労連(ICFTU)第十三回世界大会は、「完全雇用と貧困の追放」「平和と軍縮」「労働組合権の確立」などを、世界の労働運動として取り組むべき最重要課題として取り上げた。このことは、われわれにとっても、極めて重要な課題である。

また、近年いくつかのITS(国際産業別組織)の大会が日本で開催されるなど、世界のわが国労働運動に対する関心と期待は高まっており、ITS、国際自由労連はもとより、ILO(国際労働機構)、OECD・TUAC(OECD労働諮問委員会)などとの連携の必要性が増大している。

わが国の労働運動は、政治的にも、経済的にも国際的に相互依存が高まっていることに対応し、世界の平和を求め、公正な労働基準を確立し、国際経済社会の新秩序をつくるべく、世界に、自分の責任を果たしていかなければならない。

従って、新しい連合組織は、自由にして民主的な国際運動を推進する立場で国際自由労連に一括加盟し、その役割を果たしていく。

(10) 全民労協は政策・制度課題の改善のために各政党と連携をとってきたが、その基本的立場は「要求、政策、目的が一致する政党、団体とは、相互の自主性を尊重しながら、必要に応じ協力して活動を進める。なお政党支持については、当面加盟組織の判断に委ねる」との態度で対応してきた。

一九八三年末の総選挙において、自民党は新自由クラブとの連合政権を組むなど、流動化が進んでいるものの、野党の分立状態が続いており、現状を打破する新しい政治勢力の形成までには至っていない。

このような中で、経済と政治をつなぐ民主的な勢力としての労働戦線の統一は、政治の流れを転換するための新たな起爆剤的役割を果たす可能性をもっている。

新しい連合組織は、このような政治的、社会的性格を自覚し、労働組合と政党の自主性を尊重した関係を維持しつつ、上記の基本的立場を踏まえ、活動領域を拡大し、影響力を強めていく。

11 新しい二十一世紀の扉が少しずつ開かれようとしている。わが国は、二十一世紀に向けて急速な技術革新、産業構造の変化、高齢化の進展などにとまどない、社会、経済は大きく変わろうとしている。

このような中で、先達の努力で築きあげた日本をより発展させて、次の世代へ引き継いでいくために、われわれが果たさなければならぬ課題は(1)～(10)に述べた通り多い。

われわれは、二十一世紀へのシナリオを描き、労働者のみならず、国民全体が夢もてる明日を築いていくため、労働運動の基盤強化、力の総結集として、労働戦線の統一を一日も早く進めていく。

#### IV 連合組織の組織と運営

1 綱 領 1、われわれは、相互信頼のうえにたつた民間労働者の結集をもとにして、

完全雇用の確保、労働基本権の確立、労働諸条件の維持・改善をはかるために力と政策を背景とした活動をすすめる。あわせて、物価、税制、住宅・年金など国民生活にかかわる総合生活課題の改善にも積極的に取り組み、労働組合の経済、社会、政治各方面における地位の向上をはかる。

2、われわれは、労働組合の主体性を堅持するとともに、外部からのあらゆる支配介入を排除して、民主的で強固な組織の確立をはかる。しかしながら、目的を達成するために、要求、政策、目的が一致する政党、団体とは相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動をすすめる。なお、政党支持については、当面加盟組織の判断に委ねる。

3、われわれは、内外の労働者との連携をつよめ、民主主義にもとづく日本の平和的発展と世界的な恒久平和の実現を期する。この目的達成のために国内にあっては日本国憲法の基調に沿った自由、平等、平和が保障される社会の実現を目指し、国外にあっては、環境・条件と運動理念を同じくする自由圏の労働者との連携を重視しながら、各国の労働者と手をたざさえて、世界の平和と繁栄に貢献することを期する。

#### 2 機関と運営

1、組織の名称

2、目的と事業 「中間報告書」でまとめた「連合組織の機能と役割」を中心に整理する。

3、加盟単位 産業別組織を原則とする。なお、オブザーバー加盟、友好組織参加も検討する。

4、運営 加盟組織の自主性尊重、相互信頼を基盤とし、民主的運営を行う。

5、地方組織 都道府県単位に設置する。

6、部門連絡会 産業・業種・業態等を同じくする加盟組織間の連絡調整、共同行動等

の推進のため、必要により部門連絡会をおく。

7、機関 大会、中央委員会、執行委員会

(1)大会 Ⅱ定期大会は年1回開催とするが、必要により臨時大会も開催する。構成要件は代議員の3分の2以上、役員の過半数。

(2)中央委員会 Ⅱ原則として3カ月に1回開催する。中央委員は全加盟組織から各1名ずつ選出する。

(3)執行委員会 Ⅱ随時開催する。執行委員会の構成は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、中央執行委員。

(4)議事の採決 Ⅱ大会、中央委員会、執行委員会のいずれも多数決制を原則とするが、機関の運営にあたっては、可能な限り全員の合意が得られるよう努力する。

なお、中央委員会については、多数決による採決を行う場合は、会費納入人員数に比例した「按分比例採決」で行う。

8、役員 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、副事務局長若干名、中央執行委員若干名、会計監査3名とし、任期は1年。

9、事務局

10、財政(以下、会費徴収基準、地方組織の財政のあり方、連帯活動基金など検討追加)

3 地方組織

連合組織の機能と役割にもとづく活動を地方・地域で展開し、地方における政策・制度の改善、ならびに加盟組織の交流を深め、組織の強化をはかるため、地方組織をおく。

地方組織は、都道府県単位に設置することにし、その運営等については連合会規約および規約準則で明らかにする。

4 財政 (財政の基本的考え方)

1、連合組織の運動に見合った財政基盤を確立する。2、連合組織の会費は1人当り定額(月額)とする。3、会費納入人員は労働省「労働組合基本調査」による組織人員を原則とする。4、事務局専従者の人件費負担分と派遣専従者の一定の人件費負担分(還元金)を予算計上する。5、国際負担金(国際自由労連加盟費、APRO加盟費等)は連合組織加盟組織人員の実数を予算計上する。6、その他、活動の強化、拡大に沿って予算措置を講じる。

### △参考▽

労働4団体の予算概要(一九八四年度)

(組合費(月額)1人当り)

(財政規模)

総評	平均	八八・五四円	二五六、六〇〇万円
同盟		五六	一〇五、六〇〇
中立労連		一〇・五〇	一三、六〇〇
新産別		九一	五、三〇〇

## 多数派結集のモデルはすでにある

— 国鉄「民営・分割」反対の闘いと国鉄労働者支援共闘会議 —

「行革」は自治体、教育、農業、医療、社会保障のありとあらゆる分野に吹き荒れている。だがその焦点は国鉄だ。国鉄労働組合が日本最強の組合であり、総評・社会党ブロックの機関車であること、それゆえに憲法擁護、平和と民主主義の最強の砦であることによる。

それだけに政府、独占も国鉄行革に身体を張っている。中曽根は「政治生命を賭しても」と大みえをきり、「財界」は「国鉄行革に失敗すれば、行財政改革そのものが水泡に帰する」（経団連月報）九月号）といっただけではない。

国鉄「行革」への総評・社会党の方策はといえば五千万署名実現のために、「タテマエ論を捨てて、相手から提案があったものについて態度を決めるのではなく、自らが積極的に組合員の労働条件について国鉄当局と話し合い、責任をもって以降の闘いを進めるべき」（総評批評での黒川議長あいさつ）と、九万三千人の人減らしを横におき、「分割反対」に焦点をしばることを求めている。しかし、「財界」はちがう。九万三千人の人減らしに的をしばっている。「行革は国民総動員的な精神でいかなければ、実現できない」「希望退職者（九万三千人減らしは二万の希望退職募集、三万二千人は新会社に残し、残る四万一千人を旧会社に三年間だけだかえるというもの）がどのくらい出るかによって、恐らくこの余剰人員対策の勝敗は決」（経団連月報）九月号）まるとしているからである。だから、労働組合が「希望退職に出さない」ことに全力をあげたかえば、国鉄「行革」は即時に破産、その結果、行財政改革全般が破綻することになる。国鉄労働組合および他労組、総評・社会党はこのことを考え実行する必要がある。

だがこれにち、組合・党幹部のお歴々がいうように、彼我の力関係には差がある。その差は一発主義の闘争で埋められるものではない。ではどうするか。

とうぜん多数派結集がめざされなければならない。多数派結集は「国鉄行革を断固推進せよ」という鉄鋼労連指導部のような人を含めて可能になるか。可能であるわけがないことは明白だ。九月三〇日の批評で国労書記長は、「鉄鋼労連に総評として話し合いをする」とを要請した。しかし、総評指導部はこの発言を無視した。総評指導部にその気の無いことの証明だ。

たたかう意志のない指導部をどうたたかわせるか。大衆的力に依拠する他はあるまい。国労独自でもたたかう体制をつくりあげることだ。だが、残念ながら国労指導部にも五月の臨時大会、七月の大会に明らかかなように、その気構えはみられない。

とすれば、国労内部の仲間たちが本部の姿勢を変えさせる以外に途はない。国労大会での代議員構成は社会党員協非主流、それに革同と称される共産党系代議員が、構成員の過半数をこえるという。日教組は社会党員協左派を結集し、反撃へのノロシをあげた。日教組のこの活動を国労のものとするのである。これが第一。

第二に、国労の仲間たちはすでに多数派結集のモデルをつくりつつあることである。国労東京地本傘下の新宿地区で今年から積極的な活動を展開している「国鉄労働者支援共闘会議」の活動がそれだ。この会議は八五年四月二六日、岩井章（元総評事務局長、佐藤昭夫（早大教授）、小島成一、宮里邦雄、渡辺正雄（以上国労弁護団）の五氏のよびかけで結成。結成集会には千三百名が結集した。

地域の共闘組織がとすれば「ローカル線廃止反対」に傾斜しがちなのに、この「会議」はそれら地方組織との連携に意をつくすばかりでなく、地域の力で国鉄労働者のたたかいをも積極的に支援する諸活動を全面的に展開している。いま「会議」の力は、民間の電機労連や全電通すら無視できなくなるまでに発展している。そして、九月一四日には、シン

ボジウム「国民のための国鉄をめざして（「再建」答申を軌る）」を開くまでに成長した。ここに掲載するのは、そのシンポジウムの「基調報告」である。国鉄再建監理委「答申」を批判した文書は少なくない。だが、この「基調報告」は理論的、実践的にもっともすぐれたものである。

## 資料 国鉄支援共闘会議「基調報告」

### 2、「答申」の問題点

七月二六日、国鉄再建監理委員会は、国民の批判に何の考慮も払わずに国鉄を「分割民営」化し国鉄解体を行なう「答申」を発表しました。「分割民営」化を昭和六二年四月に行なうと期限まで決められた現在、この「答申」を徹底的に批判し、その問題点を明らかにして、「分割民営」反対の課題に固く団結することが必要です。更に、そのことを国民的な規模にまで広げていくことが求められています。

本シンポジウムでは、各界の専門家の分析・問題提起をうけながら、一部として「答申」の問題を批判し、二部として、この「答申」の実行を許さない運動の方向を探ろうという位置づけをしています。

以下、私たちが討議したり、学習してきた内容についてまとめ、ひとつの問題提起とさせていただきます。

#### (1) 国鉄は破産していない。

「答申」は、その冒頭で、国鉄は「民間会社なら既に破産した状態」と述べます。

この「命題」は「答申」の内容の大前提となるものです。すなわち、「破産→大改革が必要→その改革は労使にも出血してもらおう→国民にも負担を求める」とその主張が展開され国鉄労働者一〇万人の首切り、ローカル線切り捨て、国民負担一六・七兆円という負担を求めていくこととなるからです。そうであるならば、国鉄は「破産」しているかどうか、十分に検討されなければなりません。

「答申」は、「破産」根拠として「借金の残高も昭和六〇年度末には実に二三兆六千万円もの巨額」といいます。それは確かに膨大な金額です。しかし、債務が大きいことと「破産」とは、直接一致はしません。「破産」の中心的中身はその企業の資産と債務がバランスシートにかけられて、債務超過となる場合のことを意味するからです。「破産」かどうか、その評価には、資産分析がどうしても不可欠となります。「答申」が、債務を強調するのみで、国鉄の資産評価について一切触れないことは、明らかに片手落ちな分析にあたるわけです。

ところで国鉄の資産がいくらあるのか、公表されていません。しかし、「土地だけで六七兆円」（文芸春秋八月号）、「一〇〇兆〜二〇〇兆円」（日経新聞）などといわれているように、国鉄の総資産は国鉄の保有地を中心に膨大なものとなります。国鉄の土地が公正に評価され、駅舎、ビル、車両という有形資産の評価にとどまらず、国鉄のシステム技術、通信網などの無形資産が適正に評価された場合、国鉄を三〇〇兆円の資産を保有する企業とみても決しておかしくはありません。仮にそうすると、債務と比較して国鉄は一七〇兆円ともいう黒字資産を保有する企業となるのです。民間会社でいえば優良企業としての国鉄の実相がうかがってきます。

そもそも、国鉄が赤字であり、どうしようもない破産企業であるとしたならば、財界が国鉄を狙い、「民営化」しようとするはずがありません。

マスコミでも「国鉄は斜陽企業じゃない」（七月二七日朝日新聞）と指摘するように、国鉄の実態について私たちはもっと確信をもってよいのではないのでしょうか。

## ◆読書案内◆

## へいわの本―DDR詩文集

この本は、ファシズム解放四十周年を記念して、日本DDR（ドイツ民主共和国）友好協会連絡会議より翻訳出版されたものです。

DDRの詩、劇作、児童文学の世界で活躍する人たちと子供たちが、平和への願いを込めてつづった一五編の詩と散文が収められています。

「兵士と子供たちといかだの伝説」は、脱走兵と戦争孤児の話です。脱走兵がいかだで川を渡ろうとしているところへ子供たちが現れて、いっしょに渡りたいといいます。兵士は早く逃げなければなりません。子供たちなどにかまわず行けばよいのですが、ついにそれができませんでした。短かい中にその情景が実によく書かれています。いらいらしている兵士の顔と痩せこけた子供たちの顔が目につかぶようです。

「友だち」は一〇歳の少女が書いた詩です。私もベトナムの子どもが、バラと、風と、平和が好きだとうたっています。明るくて、とてもあたたかいものを感じさせます。

「平和をこわがるのはだれ？」は、少女アンネマリーのことです。彼女は戦争が当り前と思って育ちました。平和のことなどもうずっと前に忘れてしまっていたのです。戦争はあやゆるものの傾である、と習いました。優等人種と劣等人種があることも。彼女はいつもおなかがついていました。食べ物配給券がないと買えないからです。子供の目をとらして戦争とはどういうものなのか、戦争中の生活の有様を読みやすく書かれています。

DDRは、二度の世界大戦をその地から起こしたこと、とくに第二次大戦では非常に多くの犠牲者を出したことで、とりわけ平和教育には力を注いでいます。各地に強制収容所が残され、そこではナチの残虐きわまりない行為が語り継がれています。子供たちは成人する時には必ずそこを訪れ、平和を誓います。そういう国で生まれた児童文学です。

第二次大戦後四十年、日本も戦争を知らない世代がどんどん増えてきています。戦争体験者が、それを若い世代に語り継いでいくことの難しさを耳にします。

こういう本こそ、多く世に出て欲しいと思います。中学生、高校生、そしてお母さんたちにはぜひお勧めしたい本です。

中には十一枚のさし絵があります。兵士が草むらの窪地にかくれ飛んでいくちようちようを見つめているもの。太い足でガッチリと胡座を組んでしっかりと子供を抱いている母の絵。これらも充分に楽しませてくれます。

へいわのほん―DDR詩文集―

神崎 巖 監訳

定価八〇〇円 送料二〇〇円

日本DDR友好協会連絡会議発行

## ◆編集部からのお願い◆

「資本論」講座ははやくも13回になります。この間、読者の皆さんから励ましのおたよりをたくさんいただいています。これまでの講座についてのご感想、ご意見、質問等を寄せて下さい。

連載 『資本論』 第一巻を読む 第13回

## 単純な価値形態(六)

第一章第三節(第六三十一―第六九パラグラフ)

### 三、等価形態

相対的価値形態の分析に続き、今回から等価形態の分析に移ろう。マルクスはここで等価形態の特性を三つあげるのだが、実はそれらは私たちが初めてきくことではない。ここでのべられていることはすでに相対的価値形態の分析のさいにも論じられたことが多いのである。というのも、相対的価値形態と等価形態は互いに切り離すことのできない契機であり、言及されざるをえなかったからである。

しかし、あらためて等価形態の側から分析することによって、価値表現の特質はより明確に示されることになろう。

#### 使用価値が価値の現象形態となる

「63」これまでみてきたように、価値形態にあつては、商品Aは異なる商品Bを等価に置き、その使用価値をもって価値を表現する。すなわちここでの例でいえば、亜麻布の価値は上衣によって、その自然形態である使用価値のすがたのまま、等しいものと置かれるのである。

これには上衣の側の意思はまったくはいっていない。上衣は等価形態をいわば強制された、あるいは押しつけられたのである。このことは、等価形態の発展したがたである貨幣で考えてみればよくわかるだろう。「亜麻布二〇エレ＝一万円」という価値関係は、貨幣の意思にかかわらず、亜麻布の自分の価値を表現するものとして一方的に成立する。そして亜麻布二〇エレが一万円であるということ、実際には、亜麻布二〇エレが一万円となら交換されるものであるという意味になる。等価形態の側はそれに応じてよいし、応じなくてもよい。だが、交換したい(買いたい)と思えば、すぐに必ずできる。これは等価物が上衣であってもまったく同じことで、つまり等価形態は直接的交換可能性をもつ形態なのである。それに反し相対的価値形態の側には、自分が望んでいる交換が(もちろん価値どおりの表現であっても)現実に成り立つかどうかの保証はなにもない。「43」を参照)

\* 「」はパラグラフ番号。「63」は岩波文庫第一分冊、一〇三頁冒頭から。

「64」上衣が亜麻布の等価となり、そのためそれと直接に交換しうる形態にあるという性質をもったとしても、それによってその交換の比率までが決められるわけではない。価値を表現すべき亜麻布の価値はすでに与えられているわけだから、それを上衣が何着で表現するかは、上衣の価値の大きさにかかっている。

もっとも、上衣が価値関係のなかで等価形態に置かれようと、あるいは相対的価値形態に立とうと、いずれにせよ、その価値はその生産に必要な労働時間によって、価値形態にはいる以前にすでに決定されている。だが、上衣が価値形態において等価の地位に置かれると、上衣の価値の大きさは、自分自身の価値の大きさを表現するものではなくってし

まう。それはこの方程式において、むしろ単に価値一般の一定量として現われている。

〔65〕たとえば亜麻布四〇エレは上衣二着に値するといふばあい、上衣は等価形態にあって、その使用価値が亜麻布価値を体現しているのであった。つまりある分量の上衣は、亜麻布のある分量の価値を表わすことができる。だから二着の上衣は四〇エレの亜麻布の価値を表現できるが、けっして自分自身、上衣二着の価値を表現しているわけではない。自分の価値を表現するためには、上衣自身が相対的価値形態の側に立たなければならないのである。

等価が価値方程式において使用価値の一定量としてしか現われなことを皮相に理解したベイリーは、その背後に価値という共通の質があることを見落として、価値表現を等価に置かれる使用価値ごとに成り立つ無限の量的組み合わせの表現にすぎないとした。(註二三および〔44〕参照)

だが、一商品の等価形態は、なんら価値の量的規定をもっていないとさえいいうるのである。というのは相対的価値形態が自らの量を規定し、どれだけのものについての価値が表現されるのかを規定しなければならなかったのに対し、等価形態は受動的に、使用価値をもってそれを表わすにすぎないからである。

〔66〕等価形態の第一の特性はこのこと、すなわち使用価値がその反対物である価値の現象形態となるということだ。

このことはすでに〔52〕でのべられていた。しかしその時は、相対的価値形態の側から分析されていたのだが、ここではそれが等価形態の側から見られているわけである。

〔67〕注意すべきことは、商品の自然形態である使用価値が価値を表記するというこの「とりちがえ」が、商品Bが他の商品によって等価を押しつけられるという価値関係の内部においてのみ起こることである。商品が自分自身にたいして等価として関係する、すなわち自分の価値を自分の使用価値で表現するということはできない。これでは何ら社会的表現にならないからである。これは使用価値が価値の担い手である「4」ということは別のことである。商品は他の商品を等価とし、価値関係をつくらなければそれを表現できない。

〔68〕商品に適用される度量衡(どりょうこう)についても似たことがいえる。たとえば一つの砂糖塊は重量をもっている。砂糖の使用価値はなめてみればわかるが、その重さはわからない。それを量るためには、これをてんびんにのせ、分銅の鉄を反対側の皿にのせて釣り合わせてみるほかはない。鉄はそれ自身としては重さを表現する形態ではない。だがこの関係の内部では、その本来の使用価値に関係なく、一定の重量を示す一物体、重量尺度となっている。

これと同様に、亜麻布と上衣の価値関係にあっても、上衣はただ価値だけを代表するのである。

〔69〕だが分銅の比喩と価値では大きな違いもあって、この比喩からこれ以上のことをいふことはできない。重量は自然的性質であるが、価値は純粹に社会的なものだからである。

(神津朝夫)